

平成24年 8月30日  
文 化 庁**劇場、音楽堂等の活性化に関する法律に基づく指針の作成に係るヒアリングについて**

- 文化庁では、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第16条に基づき、劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針の作成に向けた検討を行っており、同条第2項に基づき、劇場、音楽堂等の関係者と意見交換を行うヒアリングを8月17日（金）～24日（金）に実施した。

（参考）

- 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）  
（劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針）  
第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。  
2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。  
3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

- ヒアリングの詳細は以下のとおり。

**（1）ヒアリング事項（指針の骨子（案））**

〔劇場、音楽堂等の運営について〕

1. 劇場、音楽堂等の運営方針の明確化とそれに沿った事業の実施
2. 専門的な能力を有する人材の養成及び確保（配置）
3. 教育普及活動（鑑賞者拡大、地域住民の参画、事業の広報、子どもへの機会の提供等）の促進
4. 複数の劇場、音楽堂等の連携（共同制作、巡回公演、定期的情報交換等）の促進
5. 調査研究機能の向上
6. 劇場、音楽堂等の経営の安定化
7. 劇場、音楽堂等の安全管理の向上
8. その他（要望や苦情等への対応向上等）

〔劇場、音楽堂等の事業評価及び指定管理者制度について〕

1. バランスのとれた劇場、音楽堂等の事業評価（定量的評価と定性的評価）
2. 事業の質の向上につながる指定管理者制度の運用（地方公共団体の姿勢、指定管理期間の設定、地方公共団体と指定管理者との意思疎通）

**（2）ヒアリング参加団体（29団体）**

〔劇場、音楽堂等、地方公共団体、関係団体〕

- （独）日本芸術文化振興会、（公財）新国立劇場運営財団、（社）全国公立文化施設協会、石川県・石川県立音楽堂、いわき芸術文化交流館アリオス、可児市・可児市文化創造センター、河口湖ステラシアター、北九州市・北九州芸術劇場、札幌市・札幌コンサートホール、杉並区・座・高円寺、鳥取県・鳥の劇場、いずみホール、サントリーホール、坊ちゃん劇場

〔実演芸術団体〕

(公社) 日本芸能実演家団体協議会

〔舞台技術団体〕

公共劇場舞台技術者連絡会、(公社) 日本照明家協会、日本舞台音響家協会

〔大学〕

東京芸術大学、神戸大学、大阪音楽大学、京都造形芸術大学

〔学会〕

日本音楽芸術マネジメント学会

### (3) ヒアリングにおける主な意見(指針に記載すべき内容等)

(劇場、音楽堂等の運営方針の明確化とそれに沿った事業の実施)

- ・劇場、音楽堂等の設置者は、それぞれの施設の理念、目的、運営方針等を明確にすべき。
- ・地方公共団体においては、劇場、音楽堂等について運営計画を策定し、必要に応じ、文化施設設置条例の見直しや、文化振興条例の制定等を行うことが求められる。
- ・「実演芸術の振興」のみならず、それを手段として、どのような健全な社会を実現しようとしているのかを明確に示すべき。

(専門的な能力を有する人材の養成及び確保)

- ・劇場、音楽堂等には、それぞれの性格に応じた専門人材が確保されるべき。
- ・法第13条に規定する専門人材(制作者、技術者、経営者、実演家)の育成、確保を図るとともに、鑑賞者の育成にも配慮するよう努めるべき。
- ・劇場、音楽堂等、芸術団体、大学の連携による人材育成、研修等を推進すべき。(大学のアートマネジメント専攻、舞台スタッフ専攻の学生のインターンシップの受入れの拡大、劇場、音楽堂等及び芸術団体のスタッフによる大学における講義等の実施など。)

(教育普及活動の促進)

- ・劇場、音楽堂等は実演芸術に関わる教育と普及活動についての社会的な役割を担っており、地域の多様な社会的な機関、学校、文化団体等との連携を担う中心的な役割がある。
- ・劇場、音楽堂等における地域の児童生徒を対象とした公演の実施、劇場、音楽堂等から学校への派遣など、劇場、音楽堂等、芸術団体、学校の連携の一層の推進を図るべき。

(劇場、音楽堂等の連携の促進)

- ・優れた芸術の創造や鑑賞機会の拡充を図るため、共同制作、巡回公演、フランチャイズ、実演家等の配置など、芸術団体も含めた連携を一層促進するとともに、連携の柔軟化・多様化を図るべき。

(劇場、音楽堂等の安全管理の向上)

- ・劇場、音楽堂等の観客や利用者、スタッフ等の安全を維持するため、舞台技術管理者(舞台機構、照明、音響等)の適正人員数の確保(配置)と人材の養成を図るべき。

(指定管理者制度)

- ・劇場、音楽堂等の運営に指定管理者制度を利用する場合は、施設の運営計画の内容に応じて指定方法、期間について柔軟に対応することが重要。
- ・長期計画性、継続性をもった事業の実施、ノウハウの蓄積、人材確保などが必要な劇場、音楽堂等については、企画提案など公募によらない方法を可能とすべき。

など